第２回向日市総合計画等外部評価委員会　議事要点録

○　日　　時　　平成２３年１１月１６日（水）午後２時から午後４時３０分まで

○　場　　所　　向日市役所　第１会議室

○　出 席 者　　（委　員）　中村委員、齋藤委員、香本委員、永野委員
（説明員）　河合健康福祉部長
【健康推進課】　宮田課長、井口課長補佐、尾崎係長
【子育て支援課】今西課長、林課長補佐
（事務局）　植田企画総務部長、物部企画総務部次長兼企画調整課長
山田主査、小島主査、上野主査

○　傍 聴 者　　１人

○　内　　容　　下記のとおり

１　委員長あいさつ

２　議題
（１）重点施策評価に係る説明について
資料「向日市総合計画等外部評価委員会における施策評価の実施について」に基づき、事務局から実施目的及び実施方法を説明した。
（２）重点施策評価
①健康危機管理体制の強化
②感染症対策の充実
③食育の推進
④子どもへの虐待防止の強化

【意見の要旨】
①健康危機管理体制の強化（事業担当：健康推進課）
担当者：【施策の概要について説明】
委　員：資料１－２「その他感染症対策事業（結核・新型インフル等）事務事業評価シート」について。ＢＣＧ予防接種は個別接種での実施が推進されており、乙訓医師会に要請を行っているが、接種方法の煩雑さ等あり個別接種に移行するのが困難な状況、と記載されている。どういうことか。
担当者：シートは平成２２年度の状況を記載しており、平成２３年度についてはＢＣ

Ｇ予防接種が個別で受けられるよう対応している。ただし、生後６か月までに集団接種を受けられなかった場合に限定しており、個別接種が受けられる医療機関は乙訓地域で２か所である。

委員長：京都市は集団接種か。

担当者：集団接種である。京都府下では、舞鶴市などが個別接種を実施している。現在、ワクチンも個別用、１人分のものとなっており、個別接種での実施へ切り替えようとする大きな流れがある。しかし、接種技術や接種環境の問題等、様々な課題があるために医療機関での受け入れがなかなか進まない状況である。

委員長：集団接種を受けられなかった場合、乙訓地域では２か所しか個別接種を実施している医療機関がないとのことだが、近隣市等で受けることはできるのか。

担当者：ＢＣＧ及びポリオ以外の予防接種については、乙訓地域の乙訓医師会及び京都市西京区の西京医師会と契約をしているため、西京区で受けることが可能である。ただし、ＢＣＧの個別予防接種については、まず乙訓医師会の医療機関を数か所設定してもらい、その後順々に西京区の医療機関へと範囲を広げる予定である。

委　員：今年度、実際に個別接種を受けられた方はいるのか。

担当者：現時点ではいない。生後６か月までの間に３回程接種機会があることや、向日市での接種機会を逃した場合でも長岡京市と大山崎町の集団接種を受けられることが理由と考えられる。

委　員：新型インフルエンザ発生時に市役所へ電話で問い合わせたが、分からないことが多く、担当窓口も定まらなかった。早急に対応マニュアルを作成してほしい。

担当者：以前から計画策定の必要性は感じていたが、着手することができないうちに新型インフルエンザが発生、拡大してしまった。また、秋以降に新型インフルエンザのワクチンができた際、優先接種対象者や体制が定まっていなかったため問い合わせに明確な返答ができず、多数のおしかりを受けた。平成２１年度は、国によってワクチンの出荷が制限されていたことも混乱を招いた１つの原因であると考える。感染のスピードが速く、ワクチンの接種開始は感染ピーク時の１１月より後になってしまった。

委　員：対応マニュアル作成になかなか着手できないのはなぜか。

担当者：実際に物事が発生するまでは、現実のものとして受け止めがたく、大丈夫だろうという甘い認識があったと考える。また、実際に計画を策定していたとしても、計画は強毒性のものを想定して策定することになっているため、うまく機能しなかった可能性もある。

委員長：資料１－１「重点施策評価シート」の総合評価において、対応マニュアルの作成及び業務継続計画の策定が必要であると記載されているが、いつまでに作成するのか。

担当者：国が９月２０日に（新型インフルエンザ対策行動計画を）改定しており、そ

れを受けて京都府も行動対策計画を策定するものと考えている。府の計画が策定された後、国と府の計画をふまえた上で、市の計画を策定する予定である。現在は素案を作成中であり、国の計画と突き合わせ確認しているところである。

委　員：資料１－４「結核検診実施状況」の受診者数について。平成２０年度４５６人に対し、平成２１年度は９１７人と急増しているが、なぜか。

担当者：以前は、向日市の保健センターで基本健康診査を秋に集中的に実施しており、その時期に肺がん検診と結核検診を同時実施していた。しかし、基本健康診査が平成２０年度から特定健康診査に変わったため、これまで同時実施していたこれらの検診が受けられなくなった。平成２１年度に人数が急増しているのは、平成２０年度に検診を受けられなかった方が反動で受診したためと考えられる。

委　員：資料１－２「その他感染症対策事業（結核・新型インフル等）事務事業評価シート」において、平成２２年度の向日市結核罹患率は１８．４％とあるが、性別・年齢別の内訳は分かるか。

担当者：正確な数字は現在手元に資料がないため分からないが、高齢者の割合が多い。

委　員：危機管理体制について。発生時の情報伝達について、市役所を通し協議する機関等はあるのか。

担当者：現在、そのような機関はなく、市で全庁的に対応している。

事務局：危機管理指針は各部局において作成している。この指針を作成した時期に新型インフルエンザが発生したため、かなり先進的な取組を進めていると考えている。なお、危機管理の担当部局は市長公室である。

委　員：市民との協働を進める以前に、まずは内部での情報交換、関係機関への周知に努められたい。

委　員：資料１－２「事務事業評価シート」について。法律の流れについて詳しくご説明願いたい。

担当者：昭和２６年に制定された結核予防法に基づいて結核検診とＢＣＧ予防接種を実施。現在、同法は廃止されており、結核検診は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、ＢＣＧ予防接種は「予防接種法」に位置付けられている。

委　員：資料を見ていると、結核対策に重点が置かれているが、現代においてもそれほどに重点をおくべき病気なのか。

担当者：現在でも発症件数があり、年齢を問わず感染することから、油断のできない病気である。

委　員：情報伝達の手段として、広報やＨＰ、自治会を通じた方法があるとのことだが、自治会に入っていない方への対応は。

担当者：若い世帯で自治会に入っていない方が多い。また、若い世帯は新聞の定期購読もしていないことが多く、広報も家に届いていないことがある。健康推進課では、生後２か月の赤ちゃんがいる家庭に訪問を行っており、その際に秘

書広報課に依頼すれば、広報を直接家に郵送してもらえる旨を伝えている。
委員長：緊急時には、スーパーやコンビニに情報を張り出すなどしては。
事務局：現在、駅には配架スペースがあるので、広報を置かせてもらっている。

②感染症対策の充実（事業担当：健康推進課）
担当者：【施策の概要について説明】
委　員：資料２－２「予防接種事業事務事業評価シート」について。平成２１年度から平成２２年度にかけて、嘱託人件費を除く事業費が５８，１１６千円から９３，１００千円に増加しているが、要因は何か。
担当者：平成２３年１月から子宮頚がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン接種が導入されたことや、積極的勧奨を控えていた日本脳炎の予防接種が平成２２年当初から再開されたことに伴い、個別接種にかかる委託料が増加したためである。
委　員：平成２２年度から国・府による費用負担が発生しているようだが。
担当者：平成２３年１月に導入した３ワクチンに対する補助金である。国が緊急接種促進事業として立ち上げ、府に基金を創らせた後、府を経由して事業を補助したもの。
事務局：平成２２年度から平成２３年度末までの、国からの特例交付金である。
委　員：補助がなくなれば、市の財政負担が増加するということか。
担当者：事業を続行すれば、増加ということになる。
委　員：職員の実質配置数が平成２２年度から平成２３年度にかけて半減しているのはなぜか。
担当者：予防接種を担当していた職員が１名退職したためである。滞りなく事業は実施されている。
事務局：毎年、職員がどのような事業にどれだけの割合で従事しているのかを把握するため、課毎に棚卸シートというものを作成しており、実質配置数はこのシートから算出したものである。事業を担当している実際の人数ではなく、その事業にかかる従事量を人に換算し、算出した数値となっている。
委　員：平成２３年から事務量が増加しており、今後の負担増も予想される。現行の人員体制で問題はないか。
委員長：嘱託職員や外部委託等によって補えているのか。
事務局：棚卸シートの精度の問題もあり、一概にこの数値が正しいとは言い切れない。１つの目安と考えていただければ。
委員長：二類疾病に規定されるインフルエンザは、個人の希望により接種を行うものであり、自己負担金１，０００円を求めているとのことだが、これは高齢者を対象としたものか。
担当者：高齢者を対象としたものである。定期予防接種は一類と二類に分けられ、子どもが対象の予防接種は一類に位置付けられており、積極的勧奨を行っている。二類の高齢者インフルエンザについては積極的勧奨を行わず、本人の意

思で接種していただいており、１，０００円の負担金をお願いしている。

委員長：３ワクチン（子宮頚がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン）についてはどうか。

担当者：予防接種法に位置付けられていない任意予防接種のため、本人の希望で受けていただいている。

委員長：３ワクチンについて、国の特例交付金がなくなれば、市としての積極的勧奨を打ち切ることは起こりうるのか。

担当者：市としては積極的勧奨を行っていない。広報でお知らせしているのみ。

委員長：国の特例交付金がなくなれば、将来的に市の負担は増加するのでは。

担当者：現在の交付金は平成２４年３月末までであり、それ以降継続するかどうかは定かでない。今後の動向をふまえ、市としての対応を検討する予定である。

委員長：高齢者インフルエンザの自己負担金について、他市の状況はどうか。

担当者：乙訓地域は１，０００円。京都市は１，５００円である。

委員長：全国的にはどうか。所得水準により、自己負担金額に段階を設けている自治体はあるのか。

担当者：調査資料がないため不明である。なお、京都市では財政状況に合わせ、当初１，０００円だった負担額を１，５００円に引き上げたとのことである。免除制度については、生活保護の方のみを対象としている自治体があると聞いている。

委員長：国の交付金が続行されるのか否か、状況に合わせた市の対応パターンを作成し、市民に示す必要があると考える。交付金が打ち切られた場合に自己負担金額を変更するのか、そもそも接種自体を中止するのか、自己負担のあり方の経緯についてのシミュレーションをしっかり提示した方が良い。

委員長：子宮頚がんワクチン接種の費用はどれくらいか。

担当者：１回１５，９２４円で合計３回接種が必要。現在は全額公費負担であり、平成２３年１月から平成２４年３月末までの間は本人負担なしである。国と市で半分ずつ負担している。

事務局：市としては、国に交付金の継続を要望しているところである。

担当者：全国の市町村で実施している事業であり、交付金がなくなるとなればかなりの反響が予想される。

委　員：平成２３年度の人件費を除く事業費１３４，４７６千円について。委託料がほとんどだと思うが、その内訳は。

担当者：乙訓医師会との申し合わせで、診療報酬に基づき算定している。２年に１度診療報酬の改定があるため、その都度見直している。個別接種については、ワクチン代、初診料、診療代や時間外手当等を積算し計算している。集団接種については、医師の謝金、看護師のアルバイト賃金や材料費等を積算し計算している。

担当者：現在、ポリオの予防接種については生ワクチンによる集団接種だが、平成２４年度末からは不活化ワクチンによる注射での接種に切り替える予定であり、国で検討を進めている。実現すれば個別接種となるため、更なる負担増が見込まれる。

③食育の推進（事業担当：健康推進課）

担当者：【施策の概要について説明】

委　員：資料３－２「食育推進事業事務事業評価シート」について。食育基本法によって市町村の計画策定の努力義務が示されており、事業を実施しているとのことだが、コスト面については緊急雇用対策事業を活用しているとのこと。どういうものなのか。

担当者：食育推進計画の策定時に始まり現在に至るまで、府の緊急雇用対策事業を活用し、事業を実施している。計画策定については外部委託せず、全て職員で行ったが、その際、統計処理やＰＣによる計画書作成作業等に従事する職員を、緊急雇用対策事業として雇用した。また、健康推進課では現在、管理栄養士を嘱託職員として雇用しているが、計画策定時や食育事業推進の際にこうした専門職の方の知識が必要となるため、管理栄養士についても緊急雇用対策事業を活用し雇用した。

事務局：緊急雇用対策事業とは、国が現在の失業率を考慮し、平成２０年度から実施している事業である。離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、各都道府県及び市区町村において、雇用の受け皿を創り出す事業を行っている。事業は委託もしくは直接実施であり、総事業費の１／２以上を人件費が占めるよう実施せねばならないというルールがある。事業費の全てを基金で負担するため、市にとってありがたい制度であり、向日市においては平成２１年度から活用している。

委　員：いつまで実施されるのか。

事務局：当初は平成２３年度末までであったが、重点分野雇用創造事業に限り、平成２４年度末まで延長されることとなった。

委　員：上位成果指標の糖尿病予備軍割合の減少について。何人に対して調査を行ったのか。

担当者：特定健康診査及び長寿健診の受診者が調査対象であり、５，０００人である。

委　員：各年度の受診者数に開きはあるのか。

担当者：ほぼ横ばいである。

委員長：緊急雇用対策事業が終了した場合の財政負担についてはどう考えているのか。今と同じ状況で実施できるのか。

担当者：計画策定については単年度で終了しているため、今後は食育を推進するための事業経費をどうするかという話になる。食育の講座以外にも、赤ちゃん健診時に管理栄養士による妊婦への栄養指導等を行っており、本事業にはこうした方の力が不可欠である。そのため、緊急雇用対策事業の終了にかかわら

ず、実施していきたい。

委　員：食育は栄養面だけで語られるものではなく、家族間のコミュニケーションを深めるなど、様々な要素を含んだものである。健康推進課だけで進めることはできないのでは。他の部局との割振り及び庁内での連携が必要では。

担当者：ご指摘のとおり、食べることのみならず、食の安全、食文化の継承や生産等、様々な要素を食育は含んでいる。保育所や学校では栄養教育を行っており、教育委員会にも管理栄養士が１名在籍しているため、各々で取組を進めていると考えている。なお、生涯学習課においては講演会を実施している。

委員長：資料３－１「重点施策評価シート」について。食生活改善推進員の高齢化が進んでいるとのことだが、推進員はどういう形で任命されているのか。

担当者：（財）日本食生活協会というものがあり、市町村が実施している食生活改善推進員の養成講座における取得単位数や受講時間数等を考慮してボランティアに任命している。全国的な組織である。

委員長：受講終了後に修了証はもらえるのか。

担当者：その通り。現在でも社会福祉協議会における独居老人の料理教室、子ども会や市主催のマタニティクッキング等で活躍されている。ここ数年養成をしていないので高齢化が進んでいるが、養成するにはカリキュラムを組んで時間をかける必要があるため、かなりの労力がかかる。

委員長：乙訓地域で養成講座を共同実施することはできないのか。

担当者：以前実施したことはあるが、現在は実施していない。現在、長岡京市には食生活改善推進員が不在である。

④子どもへの虐待防止の強化（事業担当：子育て支援課）

担当者：【施策の概要について説明】

委　員：資料４－２「家庭児童相談事業事務事業評価シート」について。年度毎に訪問件数及び出張相談件数が増加しているがなぜか。より積極的に活動を行うようになったということか。

担当者：現在、国も虐待防止に力を入れており、法律の改正よって虐待を発見した者に児童相談所などへの通告が義務付けられた。また、１１月の虐待防止月間にはテレビ等で大々的に広報を行った。こうした経緯から、年々関心が高まり、通告の件数が増加していると考えられる。

委　員：資料４－１「重点施策評価シート」について。ケース終結数という指標があり、達成率が５０％前後とのことだが、残りのケースは未解決で見守りを続けているということか。

担当者：その通りである。本年度は１０月末現在で７９人を進行管理している。終結数には転出等によるケース終結も含まれる。

委　員：どういう場合にケース終結となるのか。

担当者：２か月に１度、実務者会議で関係者が集まり、全ケースの進行管理を実施している。１年間各関係機関から事件等の情報が何もなければ、関係者合意の

上で年度末にそのケースは終結となる。

委員長：保護することになった場合は、終結扱いとなるのか。

担当者：児童相談所に送致し保護してもらった場合でも、市のケースとしては継続する。引き続き実務者会議で府からの報告を受け、進行管理を行うこととなる。

委員長：保護期間が複数年にわたる場合、その間はずっと未結扱いなのか。

担当者：その通り。京都府の施設に入った後に終結する場合もあれば、保護期間終了となる満１８歳まで保護し、終結する場合もある。

委員長：施設に入ったら終結となるのか。

担当者：施設に入った後も、京都府における支援が続いている限りは未結である。

委員長：施設に入った時やケースが終結した際、親へ通知はするのか。

担当者：その通り。府が通知する。

委員長：親が他市町村に転出した場合はどうなるのか。

担当者：親の住む市町村へケースが移管されることとなる。

委員長：保護された児童を未結扱いにしていては、いつまでも達成率が伸びないのではないか。別の指標が必要なのでは。

委　員：通報を受け、虐待の疑われる家庭に市の職員が訪問した際、トラブルになり法的解決が必要になったケースは存在するのか。

担当者：現時点ではないが、冷遇される場合は多い。

委　員：トラブルとなった際、市の関係部署との取組として、何か法的な対策はあるのか。

担当者：４８時間以内に子どもの安全を確認せねばならないというルールがあり、それを遵守するため、子育て支援課と市の家庭児童相談室、京都府児童相談所、警察等と連携し取り組んでいる。

委　員：親が虐待と思わず深刻な事態となっている場合、玄関口で帰されることもあると思うが、親のパターン別の対応方法などをデータベース化したり、マニュアルを作成したりしているか。

担当者：通告先、関係機関や子どもの年齢はデータベース化しており、進行管理を行っている。また、各ケースについても連絡事項や発生事象を毎日記録している。親が自身の虐待に気づいていないケースもあるが、実際に虐待ではなかった場合、通告されたということにショックを受ける親が少なからずいる。専門的知識を持たずに職員が訪問する危険性は重々感じているが、一方で市の訪問が義務付けられているため、今後どのように対応していくかが課題となっている。

委　員：資料４－４「向日市児童虐待相談対応件数」によると、心理的虐待が多いようだが。

担当者：育児不安に伴う母親の精神疾患が全国的に多く、社会的な問題となっている。

委員長：児童相談所からの連絡を受けて虐待が発覚するケースが多いようだが、そもそも児童相談所が虐待を把握した経路は分かるか。

担当者：現時点では不明。京都府に照会すれば分かる。

委　員：担当職員のスキルアップは図っているのか。
担当者：国主催の研修等に参加し、経験を積むことに努めている。
委　員：実際のケースにあたってみないと、座学では分からない部分があるのでは。
研修ではケーススタディを通じて学んでいるのか。
担当者：京都府下で家庭児童相談室の会議があり、その際ケーススタディを基に勉強会を行っている。
委　員：電話だけではなく、メールでも相談はできるのか。
担当者：可能である。メールでの受付は子育て支援課で行っている。

３　次回の委員会の開催日程の確認について

第３回委員会は１２月２１日（水）午前１０時から、第４回委員会は１月２５日（水）午後２時から開催予定。

以　　上